

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託（4件）【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】2
- 土壤汚染対策法の規定による要措置区域の指定の解除【環境局環境監視部環境監視課】6
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】7

北九州市告示第189号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立旧百三十銀行ギャラリーにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年9月25日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
旧百三十銀行ギャラリー管理運営共同事業体 代表企業 公益財団法人北九州活性化協議会	北九州市小倉北区古船場町1番35号北九州市立商工貿易会館6階	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで

北九州市告示第 190 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立戸畑市民会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年 9 月 25 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	令和元年 7 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第191号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立門司市民会館及び北九州市立若松市民会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年9月25日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
共同企業体グループA 2K 代表企業 朝日建物管 理株式会社 九州支店	北九州市小倉北区大門 二丁目1番8号	令和元年7月1日から 令和2年3月31日ま で

北九州市告示第192号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州芸術劇場、北九州市立響ホール及び北九州市立大手町練習場における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年9月25日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州市 芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町 一丁目1番1号	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで

北九州市告示第193号

特定有害物質によって汚染されている要措置区域の指定（平成31年北九州市告示第32号）により指定した区域について、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により当該区域の指定を解除するので、同条第5項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示によりその指定を解除する要措置区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和元年9月25日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

北九州市門司区不老町一丁目1番2、1番12、3113番6及び3113番19の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

北九州市告示第194号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和元年9月25日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市八幡西区大字熊手2465番1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物